

国出先機関の事務・権限のブロック単位の移譲について (共同声明)

国の出先機関のブロック単位の移譲については、二重行政の解消はもとより、多様な地域の実情に応じた政策展開を通じて、住民サービスの向上を図ることを目的に、四国知事会としても早期に取り組む必要があるとの認識のもと、このたび、2月4日に開催いたしました臨時四国知事会議において、今国会への法案提出が予定されております「出先機関の事務・権限を移譲するための特例制度に則った広域連合」を四国4県で設立する方針を、別紙のとおり合意いたしました。

今後は、アクション・プランに示されております平成26年度中の権限移譲を目指し、まずは、地域における産業振興施策などをより効果的に推進していくため、「四国経済産業局」の丸ごと移管を求めますとともに、その受け皿となる広域行政体制の設立に向け、早急に準備を進めてまいります。

併せて、移譲対象機関についても、今後、四国の実情に合わせ段階的に拡充を図るとともに、改革の着実な推進に向け、県民、市町村、関係団体などに周知を図りながら、関係省庁や移譲対象機関などとの協議に、真摯に取り組んでまいります。

先般、移譲に係る特例制度の基本構成案が示されましたが、国におきましては、こうした受入体制の整備を円滑に進めていくためにも、実施主体となります地方の意見を十分に踏まえた制度設計を行うことを基本に、移管に伴う財源措置なども早急にお示しいただき、今国会への法案の提出及びその速やかな成立に向けて、最大限の尽力をしていただくことを要請いたします。

平成24年3月29日

四 国 知 事 会

徳島県知事 飯泉 嘉門

香川県知事 浜田 恵造

愛媛県知事 中村 時広

高知県知事 尾崎 正直

国の出先機関改革における四国知事会としての対応

24.2.4 臨時四国知事会議 4 県知事合意事項

改革に取り組む基本姿勢

四国にとって効果的なものから、スピード感を持って取り組む。

(1) 移管対象機関

まずは、各県の産業振興施策との総合化を図ることにより、効果的な政策展開が可能となる「四国経済産業局」の丸ごと移管を求める。

なお、第二段階として、「中国四国地方環境事務所」や「中国四国農政局」の移管について、中国地方知事会との十分な連携を前提に、併せて検討を進めていく。

(2) 受入体制

国が新たに法整備を行う特例制度に則った四国広域連合（仮称）を、出先機関の受け皿として四国4県で設立する。

(3) 移管を目指す時期

「アクション・プラン」（平成22年12月28日閣議決定）に明示された、平成26年度中の受け入れを目指して取り組む。

(4) 広域連合への持ち寄り事務

経済産業局の関連業務のほか、四国4県が広域的に連携し実施することが効果的な共通課題について、持ち寄り事務を検討していく。